

環境対応型設備更新促進事業補助金Q & A

問1 中小企業の要件はいつ時点で満たす必要があるか。

答1 申請時点の状況で判断いたします。

問2 福島県外に本社がある事業者は対象となるか。

答2 福島県内に事業所があれば、その事業所における設備導入が対象となります。

問3 省エネ・脱炭素化のための製造設備は対象となるのか。

答3 マシニングセンタなどの生産設備は対象となりません。ユーティリティ設備のみが対象となります。

問4 省エネ・脱炭素化に資するユーティリティ設備はどのように判断するのか。

答4 対象となるユーティリティ設備は、原則として下記に指定されている型番の設備に限ります。

令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

『(C)指定設備導入事業』 補助対象設備一覧

<https://sii.or.jp/shitei04r/search/>

※(一社)環境共創イニシアチブ(SII)のウェブサイト

指定設備以外の設備を導入する場合は、省エネ効果が指定設備と同等である証明書を提出してください。

なお、省エネ効果は設備本体の性能による効果を指し、稼働時間の短縮や作業効率による節減は対象としません。

問5 設備の新規導入は対象となるか。

答5 本事業は、カーボンニュートラルを促進するため、省エネ・脱炭素化に資する設備に更新することを目的としており、原則として新設や増設は対象となりません。

問6 採択要件に雇用要件はあるか。

答6 雇用要件はありません。ただし、設備等の導入に伴い、人員を減らすことは認められません。

問7 事前相談は必要か。

答7 審査にあたり、業種の適格性や事業内容の詳細、計画の熟度を確認するため、事前相談を行ってください。

来庁での相談が困難な場合は、メールでの相談を受けております。メールの場合は、以下の問い合わせ先アドレスにメール件名を企業名と「環境対応補助相談」として事業内容を記載した応募様式を送付願います

問8 補助対象となる製造業とは、何で判断するのか。

答8 対象となる製造業とは、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる大分類項目の製造業に分類される産業をいいます。

法人税申告書を提出する際に事業種目を記入する欄がありますが、この欄に日本標準産業分類の製造業に該当する業種を記入しているかなどで判断願います。

なお、製造品を卸売りしている「製造業」とその場で個人又は家庭用消費者に販売する「製造小売業」の両方を行っている場合などでは、どちらが主な事業であるかで判断願います。

迷う場合は、ご相談願います。

問9 事業対象となる期間はいつからいつまでか。

答9 補助対象となる設備更新は、交付決定後に着手（契約）で、令和6年3月10日までに事業完了（設備設置完了し、代金の支払も完了すること）する事業です。

問い合わせ先

福島県商工労働部企業立地課

福島県杉妻町2-16（西庁舎12階）

TEL：024-521-8523

E-mail: fukushima-rittihojyo@pref.fukushima.lg.jp